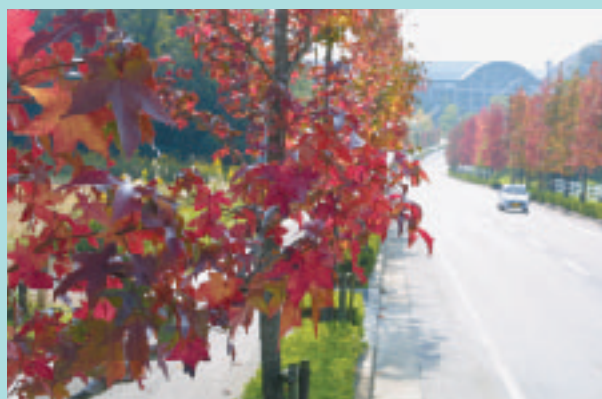




景

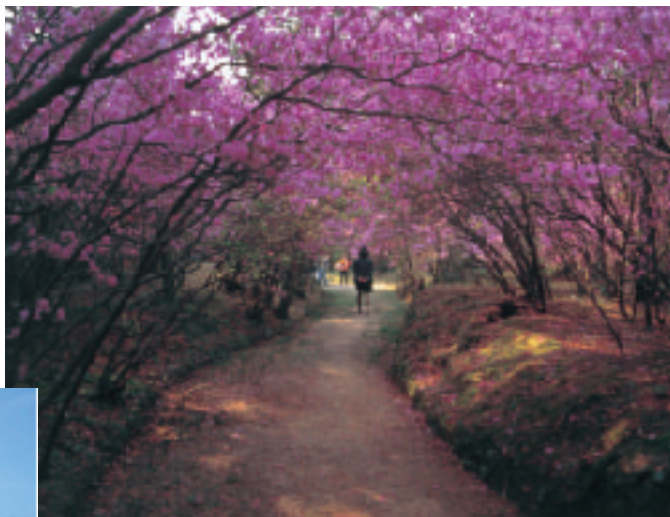


# わがまち鈴鹿の景観

～魅力的なまちをめざして～

## 鈴鹿らしい景観を守り、育て、つくるために

すぐれた景観形成とは、自然や建築物、道路、公園等の目に見える風景を美しくしていくとともに、それらの調和によってかもしだされる、やすらぎとか文化的香りといった精神的豊かさを感じさせるような、快適でうおいのある空間をつくっていくことです。



そうすることによって、自分達のまちや環境が美しくなるだけでなく、そこに生活する人々や働く人、さらには訪れる人の心をも豊かにします。

鈴鹿市には良好な自然環境や多様な文化・歴史遺産がたくさんあります。これらの優れた景観や歴史を次世代へ継承していくことが「鈴鹿らしさ」を演出していくことでもあります。



# 景観チェックポイント！

まちの景観を構成しているものは、道路や公園などの公共施設だけでなく、皆さんの周りにある建物の外壁や生垣、庭木なども美しい景観を形成する重要な要素をなしています。しかし、個々の建物、ビルなどは立派でも、周辺との調和や統一性が欠けていたり、日々の清掃やメンテナンスを怠ったり、あるいは広告・看板類が視野をさえぎってはいは、うるおいと安らぎの感じられる空間を維持できなくなります。この景観チェックポイントは皆さんの参考にしていただくため、配慮すべき視点を示したものです。



ショーウィンドーや花が店先を彩っています



昔ながらの井戸やのれんが雰囲気を引き立てています



地域でプランターを育てて駅前を美しくしています

## 市街地景観

- ・ 地区にふさわしい個性的な歩道空間や街路灯等のデザイン化を図る。
- ・ 店舗等の1階はショーウィンドー化やデザインに配慮し、閉店後も照明やシャッター等工夫をしてにぎわいを演出する。
- ・ 街路樹や花壇、ポケットパーク等の緑化に努める。
- ・ 広告物や看板類におけるデザインの工夫をし、美観を損なわないよう努める。



赤いバラソルが目を引きます



ランタンで通りをシンボリックに演出

デザインと植栽で個性的に



道行く人の目を引きます



アプローチの演出例



## 住宅地景観

- ・敷地内緑化を推進するとともに窓辺やバルコニーなど、草花等による壁面修景に努める。
- ・建築物は地域特性を活用するよう努め、周囲の景観と調和のとれたものにする。
- ・塀、さく等はデザインや材質等に配慮し、植栽に努める。
- ・地区住民による、まちなかの美化、清掃等に努める。



まちなみが調和しています



町内もみんなできれいにします



鈴鹿が一望できます

## 山地丘陵地景観

- ・鈴鹿山脈とともに茶畑やサツキ畑は、地域景観として保全・育成に努める。
- ・屋敷林、雑木林等の身近な緑を保全し、緑の連続性の確保に努める。
- ・集落地内の新築・増改築は周辺景観との調和に配慮し、敷地内緑化に努める。
- ・案内板などの設置は、形態、色彩、素材等について周辺の自然環境との調和に配慮する。



鈴鹿山脈の眺望を確保しましょう



茶畑はこの地域ならではの景観です



案内板も自然環境に配慮しています



休耕田をお花畑に

## 田園地景観

- ・都市近郊の緑の多い身近な自然環境として、田園景観の保全に努める。
- ・集落地内の新築・増改築は周辺景観との調和に配慮し、敷地内緑化に努める。
- ・広告、看板類の設置については、田園景観の広がりには配慮するよう努める。



田園の広がりには後世に残したいですね

# 美しく快適な鈴鹿のまちをめざして

快適で美しいまちは、事業者や市民の皆さんの深い関心と協力がなくては実現できません。まずは、一人ひとりが自分の身のまわりの景観を良くしていこうとする意識をもつことが重要です。

ちょっとした心づかいから、あなたのまちづくりを始めてみませんか。



カンナロード



カンナロード手入れ



海岸清掃

## 地域住民によるまちづくり活動

地域ぐるみで、創意と工夫による自主的なまちづくり活動が根付いてきています。住民ボランティアによる花いっぱい運動や、海岸清掃など自分たちのまちは自分たちできれいにしていこうとする取組みが進められています。

## 工場緑化の取り組み

工場地の景観はとかく殺風景になりがちですが、近年、工場や事業所等では緑の木々や色鮮やかな草花等により工場地の風景に彩りを添えています。工場のフェンスを場内へ下げ、ガーデニングエリアを開放したり、市民が四季折々に花や緑を楽しめる憩いの空間を提供しています。



工場周辺の緩衝緑地



工場入口を植栽でスッキリと



ガーデニングエリアの維持管理



工場敷地を市民の憩いの空間に開放

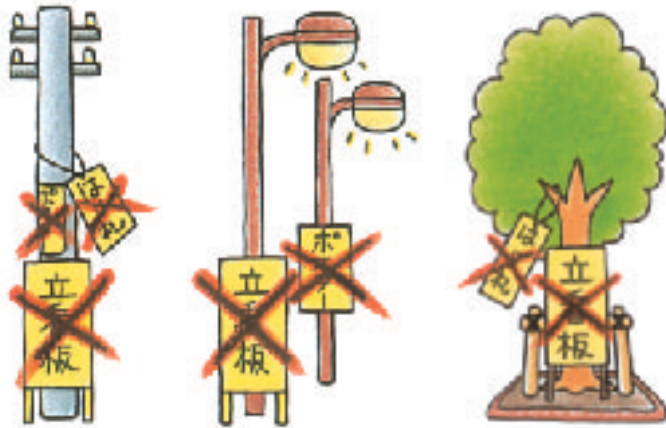
# もっと美しいまちなみをつくるために

まちなみを美しく構成するためには、歩道、街路樹など道路の整備とともに、沿道の空間も重要な対象要素となります。特に沿道の建物やそれに付随する広告、看板などは景観に大きな影響を与えます。鈴鹿市では、平成14年度より県から屋外広告物許認可事務の権限委譲を受け、屋外広告物の指導及び違反広告物の除却事務等を実施して、美しい景観と安全で快適な生活の確保に努めています。



## 屋外広告物とは

「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及び張り札並びに広告塔、建物その他工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」と屋外広告物法で定義されています。従って、この条件にあてはまるものは、ポスター、行事や催事の案内、道路案内等であっても、その内容や公共性、営利性を問わず屋外広告物として三重県屋外広告物条例の適用を受けることになります。



## 屋外広告物は許可が必要です

屋外広告物を掲示するには、一部適用除外となる場合を除き、市長の許可が必要となります。なお、表示場所、表示方法等が細かく規制されていますので、掲示しようとするときは、事前に屋外広告物担当窓口（都市計画課計画グループ）までご相談ください。



定期的に違反広告物の除却を行っています

9月10日は屋外広告の日  
10月4日は都市景観の日

発行 鈴鹿市都市計画部都市計画課  
〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
TEL(0593)82-9024 FAX(0593)82-7615  
E-mail [toshikekaku@city.suzuka.mie.jp](mailto:toshikekaku@city.suzuka.mie.jp)  
平成15年10月